

会場	日程	受付地域	
A 大会議室 市役所本庁舎5階	2月	12日(水)・13日(木)	上ノ原・上野台・大原
		14日(金)・17日(月)	川崎・北野・滝・中丸・花ノ木・福岡・元福岡
		18日(火)・19日(水)	上福岡・福岡武蔵野・中ノ島・中福岡
		20日(木)・21日(金)	新田・築地・仲・西原・福岡中央・富士見台・松山・本新田
		25日(火)・26日(水)	池上・霞ヶ丘・駒西・駒林・駒林元町・新駒林・水宮
		27日(木)・28日(金)	西・福岡新田・丸山・南台・谷田・清見・長宮
		15日(土)	地域指定無し 例年大変混雑します
(大井総合支所2階) ゆめぼると	3月	4日(火)・5日(水)	亀久保
		6日(木)・7日(金)	鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・緑ヶ丘
		10日(月)・11日(火)	大井中央・大井武蔵野・東久保・ふじみ野
		12日(水)・13日(木)	市沢・うれし野・苗間・旭
		14日(金)・17日(月)	大井・桜ヶ丘
		8日(土)	地域指定無し 例年大変混雑します

日時・場所

左表を参照して、原則お住まいの地域ごとに指定された日程でお越しください。

毎日、整理券配布による入場制限を行います。受付で整理券を受け取り、庁舎内に留まらず、指定の時間に再度受付にお越しください。順次会場へご案内します。

混雑時は、待ち時間が長くなる場合がありますが、ご協力をお願いします。

受付時間 午前9時～午後4時

受付場所 2月11市役所本庁舎1階ギャラリー(正面玄関左側)、3月11ゆめぼると手前

川越税務署では、公的年金の受給者や給与所得者などの申告相談を行っています。

また、所得税の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。申告日の分散にご協力ください。

税務署

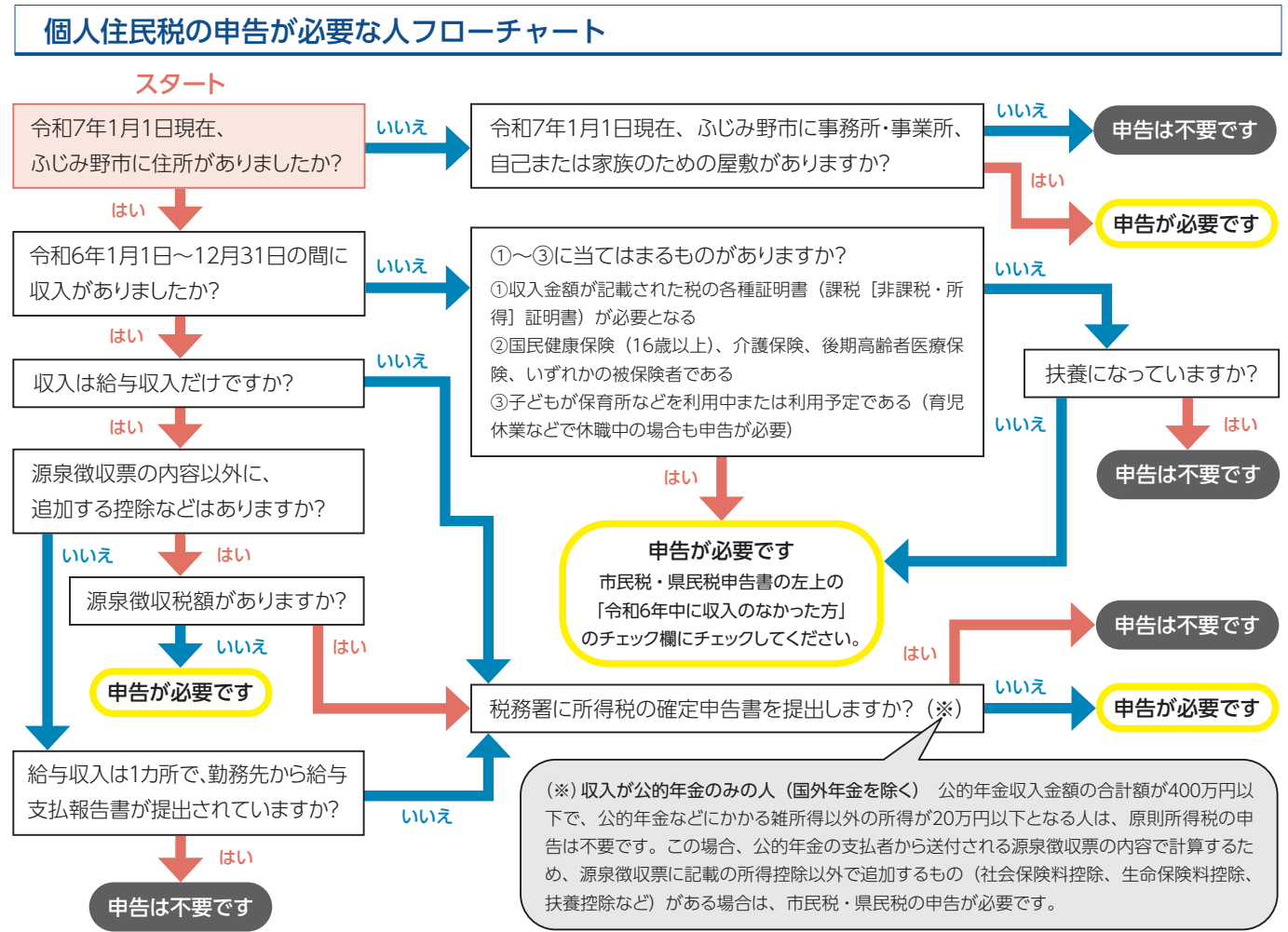
※申告会場は大変混雑するため、一家族につき代表者1名でご来庁ください。

※発熱や風邪の症状、体調のすぐれない人、または同居家族などに同様の症状がある人は来庁をお控えください。

事前予約

今年度より一部事前予約を開始しています。試験的な導入のため、枠数には限りがあります。左のウェブフォームからお早めに申し込みください。

▲申告相談事前予約申し込みフォーム



個人住民税の申告および簡易な所得税の相談

税務課(TEL049・262・9011)、川越税務署(TEL049・235・9411)

申告期間中は来場者が多く、例年大変混雑します。24時間いつでも自宅からスマホで簡単にできるe-Tax(国税電子申告)による確定申告や、郵送申告をご検討ください。

受付内容

- ① 個人住民税の申告
- ② 令和6年分(1～12月分)の簡易な所得税の申告相談
- 給与、公的年金、営業、農業、不動産などの収入申告と、医療費、生命保険料、社会保険料などの控除

持ち物

- ① 申告者名義の預金口座番号の分かるもの
- ② 収入証明書類(表1)
- ③ 所得控除証明書類(表2)
- ④ 税務署から届いた確定申告書や通知など(ある人のみ)

郵送申告の提出書類

- ① 令和7年度令和6年1月～12月分)市民税県民税申告書
- ② 収入証明書類(表1)
- ③ 所得控除証明書類(表2)
- ④ 本人確認書類(表3)の写し

提出先 税務課市民税係
〒356・8501
ふじみ野市福岡1・1・1

⑤ 本人確認書類(表3)

⑥ 利用者識別番号(電子申告「e-Tax」を使用するために必要な16桁の番号)が分かる書類(ある人のみ)

〈表1〉収入証明書類(例)

所得の種類	必要な証明書類
給与所得(パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票原本 ※給与所得や公的年金などの源泉徴収票は、申告書に記載があれば添付不要です。ただし、市役所などで申告書を作成する場合は、必ず持参してください。源泉徴収票がなく給与明細などの収入が分かるものがある場合、個人住民税の申告のみ受け付けます。この場合、所得税の還付申告は受け付けません。
公的年金等所得	
営業等、農業、不動産所得	①記入済みの「収支内訳書」 ②その計算根拠となる帳簿 ③領収書
雑所得・一時所得	その所得を証明できる書類(通知書・領収書など)

〈表3〉本人確認書類(例)

マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ、マイナンバーカードを持っていない人は①と②が必要です。

①番号確認書類 本人の個人番号を確認できる書類	②本人確認書類 記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類
Ⓐ 通知カード(記載事項に変更がない場合のみ可) Ⓑ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限る) Ⓐ・Ⓑのうちいずれか1つ	運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、在留カード などのうち1つ

〈表2〉所得控除証明書類(例)

控除の種類	必要な証明書類
医療費控除	従来の医療費控除を申告する場合 記入済みの「医療費控除の明細書」 スイッチOTC薬除を申告する場合 ①記入済みの「セルフメディケーション税制の明細書」 ②健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	支払証明書または領収書(いずれも原本) ※社会保険料控除証明用の参考資料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)の納付額)は、はがきで1月下旬に送付しています。
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書(原本)
障害者控除	障がいの程度が記載されている手帳または障害者控除対象者認定書など
雑損控除	①記入済みの「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」 ②リ災証明書(写しでも可) ③損害を受けた資産の明細(資産の内容、取得時期、取得価額、構造)の分かるもの ④損害に対して支出した金額・受け取った保険金などの金額が分かるもの(昨年、雑損控除を受けている人は昨年の申告書の控え)
扶養控除	市外に居住する人を扶養する場合は、その人の本人確認書類の写し
寄附金控除	寄附金額を証明する書類